



改 正	現 行
<p><u>よう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>